

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 24 日

各都道府県住民基本台帳担当部局 御中
各指定都市住民基本台帳担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課
内閣府地方分権改革推進室

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定について（住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大関係）（通知）

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所等）により全国共通の本人確認ができるシステムであり、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する事務において、国又は地方公共団体がこれを活用することで、行政手続における住民票の写しの省略など、住民の利便の向上と行政の合理化を実現してきました。

今般、令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、住基ネットの利用拡大を求める提案があり、住民の利便の向上と行政の合理化を更に進めるため、各府省庁が所管する法令に基づく国の機関等や地方公共団体の事務のうち、住民票の写しの公用請求や住民からの住民票の写しの提出等を求めることにより対象者の最新の住所情報等を取得しているものに関し、住基ネットを利用可能とすることについて、都道府県及び指定都市に対する調査等を実施しつつ、検討を進めてきたところです。

本日、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、別紙のとおり、36 法律に基づく事務について、「公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（略）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする」とされました。当該対応方針を踏まえ、必要な措置を講じてまいります。

各都道府県におかれましては、この内容を域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(12) 住民基本台帳法（昭42法81）

（i）以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・ 地方自治法（昭22法67）に基づき、地方公共団体が債務者に対する徴収に関する事務を処理する場合
- ・ 電気通信事業法（昭59法86）に基づき、総務省が電気通信事業を営もうとする者による届出に関する事務を処理する場合
- ・ 恩赦法（昭22法20）に基づき、法務省が恩赦の上申に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平15法110）に基づき、法務省が精神保健観察のための調査に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 不動産登記法（平16法123）に基づき、法務省が地図の備付けに関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 更生保護法（平19法88）に基づき、法務省が保護観察のための調査に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平30法73）に基づき、法務省が遺言書の保管に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：法務省）
- ・ 関税法（昭29法61）等に基づき、財務省が関税等の徴収に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：財務省）
- ・ とん税法（昭32法37）等に基づき、財務省がとん税等の徴収に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：財務省）
- ・ 児童福祉法（昭22法164）に基づき、指定都市等が小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：厚生労働省）

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）に基づき、都道府県が、介護業務における喀痰吸引等の特定行為（同法附則 10 条 1 項）を行うために必要な認定証の交付に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：厚生労働省）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）に基づき、指定都市が指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：厚生労働省）
- ・ 家畜改良増殖法（昭 25 法 209）に基づき、都道府県が家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：農林水産省）
- ・ 農地法（昭 27 法 229）に基づき、農業委員会が農地所有適格法人でなくなった法人に係る買収すべき土地の所有者の探索に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：農林水産省）
- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭 63 法 99）に基づき、都道府県が遊漁船業者の登録に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：農林水産省）
- ・ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令 3 法 34）に基づき、都道府県が畜舎建築利用計画の認定に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：農林水産省）
- ・ 商品先物取引法（昭 25 法 239）に基づき、農林水産省及び経済産業省が商品先物取引業者の許可の更新に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：農林水産省及び経済産業省）
- ・ 採石法（昭 25 法 291）に基づき、都道府県が採石業者の登録に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：経済産業省）
- ・ 砂利採取法（昭 43 法 74）に基づき、都道府県が砂利採取業者の登録に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：経済産業省）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）に基づき、都道府県等が使用済自動車の引取業者の登録に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：経済産業省及び環境省）
- ・ 海難審判法（昭 22 法 135）に基づき、国土交通省が海難審判に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
- ・ 船員職業安定法（昭 23 法 130）に基づき、国土交通省が船員派遣事業の許可に関する事務を処理する場合
（関係府省庁：国土交通省）
- ・ 道路運送法（昭 26 法 183）に基づき、国土交通省が旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとする旨を届け出るべき者の調査に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・道路運送車両法（昭 26 法 185）に基づき、国土交通省が自動車特定整備事業の認証に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・土地区画整理法（昭 29 法 119）に基づき、国土交通省等が土地区画整理事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）に基づき、国土交通省が、保障事業によって自動車事故の被害者に損害を補填した場合において、本来の損害賠償責任者に対して行う求償に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭 33 法 98）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・新住宅市街地開発法（昭 38 法 134）に基づき、地方公共団体等が新住宅市街地開発事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭 39 法 145）に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・河川法（昭 39 法 167）に基づき、国土交通省等が河川法違反者等に対して行う監督処分に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・流通業務市街地の整備に関する法律（昭 41 法 110）に基づき、地方公共団体等が流通業務団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・都市再開発法（昭 44 法 38）に基づき、地方公共団体等が市街地再開発事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・新都市基盤整備法（昭 47 法 86）に基づき、地方公共団体が新都市基盤整備事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭 50 法 67）に基づき、地方公共団体等が住宅街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平 9 法 49）に基づき、地方公共団体等が防災街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：国土交通省）

- ・ 土壌汚染対策法（平 14 法 53）に基づき、都道府県等が土地所有者等に対して行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に係る調査の命令に関する事務を処理する場合

（関係府省庁：環境省）

- （14）住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

以下に掲げる場合については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。

- ・ 家畜改良増殖法（昭 25 法 209）に基づき、都道府県が家畜人工授精師の免許に関する事務を処理する場合〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び農林水産省）